

	円	円	円
1	150,100	185,200	226,300
2	154,600	191,700	229,200
3	158,900	198,500	231,900
4	164,100	204,200	234,500
5	169,800	209,300	237,000
6	175,300	214,300	239,300
7	185,200	219,200	241,700
8	191,700	223,300	243,900
9		226,300	246,100
10		229,200	247,600

別表第2（第18条関係）

教育職報酬等基準額表

職の区分	講師その他教育に関する業務に従事する職	実習助手	寄宿舍指導員
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	219,100	219,100	219,100
2	226,600	226,600	226,600
3	234,100	234,100	234,100
4	244,000	244,000	
5	254,700	254,700	
6	264,100	264,100	
7	273,200	273,200	
8	281,500	281,500	
9	289,200	289,200	
10	296,900		
11	306,100		
12	315,200		
13	322,300		

14	330,400
15	339,000
16	347,100
17	354,800
18	362,000
19	368,800

別表第3（第18条関係）

医療職報酬等基準額表

職の区分	医師又は 歯科医師	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士	診療放射線 技師、臨床 検査技師、 臨床工学技 士、理学療 法士、作業 療法士、視 能訓練士、 言語聴覚士、 歯科衛生士 又は歯科技 工士	看護師又は 助産師
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	253,600	232,100	287,800	209,900	181,100	199,500	207,500
2	263,300	234,600	289,300	214,900	187,700	204,700	213,700
3	278,300	237,300	290,300	219,600	193,800	209,900	218,600
4	294,000						223,600
5	309,300						
6	323,400						

別表第4（第18条関係）

高度専門職報酬等基準額表

号給	月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（人委・職員課）